平成３０年（フ）第３８２６号
東京都府中市宮西町５丁目９－４－202
債務者　知名　鈴香（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６８０号
東京都足立区梅田３丁目19―12―404
債務者　三浦　正時
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７６４号
東京都中野区南台２丁目24―12―202
債務者　友野　良一
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２４号
静岡県浜松市中区新津町280番地の１　ラ・フォーレ新津206号
債務者　稲垣恵里花
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第８６２９号
東京都港区南青山５丁目２番11号
破産者　株式会社フランスフーズ岸本直人
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６５６号
神奈川県相模原市南区下溝338、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区志村３丁目７番１号
破産者　株式会社ブランドジャパン
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１０７号
東京都港区芝２丁目20－８－803、開始決定時の住所東京都港区芝２丁目５－17－504
破産者　武石　弘明
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１１９号
神奈川県相模原市緑区西橋本３丁目４番２号　ベルヴィラージュＢ102
破産者　株式会社リトルバード
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１２０号
神奈川県相模原市緑区西橋本３丁目４－２　ベルヴィラージュＢ102
破産者　小池　和洋
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５２２号
東京都大田区大森南４丁目６番15号401
破産者　有限会社アーク精工
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５２３号
東京都品川区八潮５丁目６－38―205
破産者　菅谷　辰雄
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５９７号
埼玉県所沢市北野１丁目５－29　小手指タウンハウスＣ－３
破産者　寺島　善信
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７２９号
東京都文京区湯島３丁目８番８号
破産者　株式会社新製版
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２９号
神奈川県横浜市神奈川区白幡上町15－２－105
破産者　藤山　拳司
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３２号
神奈川県横浜市鶴見区豊岡町12―45　セントラルヒル鶴見Ｎ101、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区下末吉５丁目13―11
破産者　西村　充志
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６１３号
東京都世田谷区野沢２丁目14番３号
破産者　株式会社シックインテリアプランニング
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９１９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目21番地15
破産者　日昭商事株式会社
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９２０号
埼玉県川越市大字砂407―１―205、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目２－12―701
破産者　伊藤　光二
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部